

福岡市個人情報保護審議会運営要領の改正について

【改正の趣旨】

○ 用語の整理（第4条）

行政不服審査法の全部改正により，不服申立ての種類が「審査請求」に一元化されたため，用語の整理として「不服申立て部会」を「審査請求部会」に，「不服申立人」を「審査請求人」に改めるもの。

○ 答申の公表方法（第8条）

答申の公表方法について，「市長室情報プラザへの配架及び福岡市ホームページへの掲載」から，「福岡市ホームページへの掲載」のみに変更するもの。

【下線部分が改正部分】

現 行	改 正（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は，福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第62条の規定に基づき，福岡市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（特定個人情報保護評価部会及び個人情報保護制度部会の設置等）</p> <p>第2条 条例第61条第1項に規定するその他の部会として，特定個人情報保護評価部会（以下この条において「評価部会」という。）及び個人情報保護制度部会（以下「制度部会」という。）を置く。</p> <p>2 評価部会は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第106号）第27条に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取り扱いについて，審議会に諮問された事件について調査審議する。</p> <p>3 制度部会は，個人情報保護制度の運用に関する重要事項について審議会に諮問された事件のうち，特に審議会が必要と認める事件について調査審議する。</p> <p>4 評価部会及び制度部会は，必要があると認めるときは，その指名する委員に必要な調査をさせることができる。</p> <p>（会長の専決）</p> <p>第3条 条例第56条第2項第1号の意見を述べることのうち，審議会があらかじめ認める事項については，会長の専決とする。</p>	<p>第1条 同左</p> <p>第2条 同左</p> <p>第3条 同左</p>

現 行	改 正 (案)
<p>(不服審査の手続)</p> <p>第4条 条例第60条の不服申立て部会 (以下この条及び第7条において「部会」という。)は、審議会が条例第49条第2項の諮問を受けたときは、条例第63条第1項及び第4項の規定により、実施機関に対し、相当の期間を定めて、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報 (以下「対象保有個人情報」という。)の提示及び当該決定等の理由等を弁明した書面 (以下「弁明意見書」という。)の提出を求めるものとする。ただし、対象保有個人情報の提示を求める場合において、当該対象保有個人情報の管理に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、その写しの提示を求めるものとする。</p> <p>2 部会は、弁明意見書の提出があったときは、条例第65条第2項の規定により、不服申立人及び参加人に対し、原則としてその写しを送付するとともに、条例第63条第4項の規定により、相当の期間を定めて、当該弁明意見書に対する不服申立人の反論等を記した書面 (以下「反論意見書」という。)の提出を求めるものとする。</p> <p>3 部会は、反論意見書の提出があったときは、条例第65条第2項の規定により、実施機関に対し、原則としてその写しを送付するものとする。</p> <p>4 部会は、不服申立人等から意見書 (弁明意見書及び反論意見書を除く。)又は資料の提出があったときは、前2項の規定に準じてこれを取り扱うものとする。</p> <p>5 部会は、対象保有個人情報に不服申立人等以外の第三者に関する情報が含まれている場合において、必要があると認めるときは、条例第63条第4項の規定により、当該第三者から口頭又は書面により意見を聴取するものとする。</p> <p>6 条例第64条第1項の規定により口頭で意見を述べることのできる者の数は、5人以内とする。ただし、部会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 審議会及び部会の会議は、公開する。ただし、会議が条例第60条第6項本文又は福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第38条ただし書の規定に該当するときは、非公開とする。</p> <p>2 審議会及び部会の会議の傍聴に関して必要な事項は、別に審議会が定める。</p>	<p>(不服審査の手続)</p> <p>第4条 条例第60条の審査請求部会 (以下この条及び第7条において「部会」という。)は、審議会が条例第49条第2項の諮問を受けたときは、条例第63条第1項及び第4項の規定により、実施機関に対し、相当の期間を定めて、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報 (以下「対象保有個人情報」という。)の提示及び当該決定等の理由等を弁明した書面 (以下「弁明意見書」という。)の提出を求めるものとする。ただし、対象保有個人情報の提示を求める場合において、当該対象保有個人情報の管理に支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、その写しの提示を求めるものとする。</p> <p>2 部会は、弁明意見書の提出があったときは、条例第65条第2項の規定により、審査請求人及び参加人に対し、原則としてその写しを送付するとともに、条例第63条第4項の規定により、相当の期間を定めて、当該弁明意見書に対する審査請求人の反論等を記した書面 (以下「反論意見書」という。)の提出を求めるものとする。</p> <p>3 部会は、反論意見書の提出があったときは、条例第65条第2項の規定により、実施機関に対し、原則としてその写しを送付するものとする。</p> <p>4 部会は、審査請求人等から意見書 (弁明意見書及び反論意見書を除く。)又は資料の提出があったときは、前2項の規定に準じてこれを取り扱うものとする。</p> <p>5 部会は、対象保有個人情報に審査請求人等以外の第三者に関する情報が含まれている場合において、必要があると認めるときは、条例第63条第4項の規定により、当該第三者から口頭又は書面により意見を聴取するものとする。</p> <p>6 条例第64条第1項の規定により口頭で意見を述べることのできる者の数は、5人以内とする。ただし、部会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第5条 同左</p>

現 行	改 正 (案)
<p>(議事録)</p> <p>第6条 審議会及び部会の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。</p> <p>2 議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。</p> <p>(意見書等の閲覧等)</p> <p>第7条 条例第67条第1項の部会に提出された意見書又は資料(以下「意見書等」という。)の閲覧又は複写の求めは、書面によるものとする。</p> <p>2 前項の書面には、次に掲げる事項の記載を求めるものとする。</p> <p>(1) 意見書等の閲覧又は複写を求める者の住所、氏名(法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)及び連絡先</p> <p>(2) 閲覧又は複写を求める意見書等の名称又は内容</p> <p>(3) 閲覧又は複写の区分</p> <p>3 意見書等の閲覧又は複写の求めがあつた場合において、その諾否に係る部会の決定は、部会長が行うものとする。ただし、部会長が必要があると認めるときは、部会の会議に諮ってこれを決する。</p> <p>4 前項の決定は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>(1) 意見書等の閲覧又は複写を求める者の住所及び氏名</p> <p>(2) 閲覧又は複写の求めに係る意見書等の名称又は内容</p> <p>(3) 決定の内容</p> <p>(4) 閲覧又は複写の求めに応じる場合は、その日時及び場所</p> <p>5 前項第4号の日時及び場所の指定は、情報公開室長が行うものとする。ただし、情報公開室長が特に必要があると認めるときは、部会の会議に諮ってこれを決する。</p> <p>(答申の内容の公表)</p> <p>第8条 条例第68条の規定による答申の内容の公表は、市長室情報プラザ内に配架する方法及び福岡市ホームページに掲載する方法により行うものとする。</p>	<p>第6条 同左</p> <p>第7条 同左</p> <p>(答申の内容の公表)</p> <p>第8条 条例第68条の規定による答申の内容の公表は、福岡市ホームページに掲載する方法により行うものとする。</p>